

## 第2章 ごみ処理の将来像

### 1 基本理念

本市の最上位計画である第六次春日井市総合計画では、市の将来像「暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい」の実現に向けて、環境分野の政策方針として、「私たち一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくり」を目指すこととしています。

このことを踏まえ、本計画では、基本理念を「ともに取り組み、次世代へつなぐ循環都市・かすがい」とし、限られた資源をできるだけ大切に利用し、将来に渡って誰もが豊かな生活を送ることができるよう、市民・事業者・市が協働してごみの減量や資源化に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、持続可能な循環都市の実現を目指します。

### ともに取り組み、次世代へつなぐ循環都市・かすがい

### 2 基本方針

基本理念を実現するため、次の2つを基本方針とし、総合的かつ計画的に施策を展開します。

#### 基本方針1 市民・事業者との協働による4Rの推進

市民・事業者・市の協働のもと、発生源でごみを断つこと（Refuse:リフューズ）、ごみとなるものを減量すること（Reduce:リデュース）に優先して取り組み、ごみとなったものについては、繰り返し使うこと（Reuse:リユース）、再資源化すること（Recycle:リサイクル）の順に循環的な利用を徹底することにより、ごみの減量や資源化を推進します。

#### 基本方針2 環境に配慮した安全で安定的な処理体制の構築

4Rに優先的に取り組み、それでもなお排出されるごみは、法令等に従って適正に処理する必要があります。市民や事業者が安心して生活や事業活動を行うことができるよう、経済性や効率性にも配慮しつつ、できるだけ環境への負荷が少ない方法で収集運搬、中間処理、最終処分を行い、安全かつ安定的なごみの適正処理を継続します。

### 3 計画目標

本計画の目標として次のとおり成果指標を設定し、2022（令和4）年度の実績を基準とし、2028（令和10）年度を中間目標、2033（令和15）年度を最終目標とする目標値を定めます。

表 2-43 計画目標

成果指標		基準値 2022(R4)	中間目標 2028(R10)	最終目標 2033(R15)
1	1人1日当たりごみ排出量	687 g	660 g (▲27 g)	640 g (▲47 g)
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	496 g	478 g (▲18 g)	463 g (▲33 g)
3	事業系ごみ排出量	21,470 t	20,400 t (▲1,070 t)	19,600 t (▲1,870 t)
4	資源化率（事業者による資源化量含む）	21.8%	25.0% (+3.2ポイント)	28.0% (+6.2ポイント)
5	最終処分量	8,424 t	8,030 t (▲394 t)	7,700 t (▲724 t)

### 4 目標達成時の排出予測

過去10年間のごみ排出量等の実績値や将来人口予測のほか、従前からのごみ減量や資源化に関する取組による減量効果を加味し、将来のごみ排出量等の推計値を算出しました。また、推計値に対して、今後、新たに取組の実施や拡充を図ることで、目標値の達成を目指します。

なお、将来人口予測は、第六次春日井市総合計画で使用している国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に算出しています。

表 2-44 目標達成時の排出予測

項目	単位	実績値	推計値		目標値		
		2022 (R4)	2028 (R10)	2033 (R15)	2028 (R10)	2033 (R15)	
計画収集人口	人	308,038	306,730	303,545	306,730	303,545	
家庭系ごみ排出量	t	55,763	57,235	56,338	53,515	51,298	
事業系ごみ排出量	t	21,470	23,099	24,376	20,400	19,600	
ごみ排出量	t	77,233	80,334	80,713	73,915	70,898	
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	687	718	728	660	640	
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	496	511	508	478	463	
資源化量	行政収集・集団回収 クリーンセンター処理分	t	14,589	13,968	13,166	15,745	16,166
	事業者店頭回収等	t	6,207	6,207	6,207	8,560	11,007
資源化率(事業者含む)	%	21.8	20.7	19.9	25.0	28.0	
最終処分量	t	8,424	8,765	8,772	8,030	7,700	

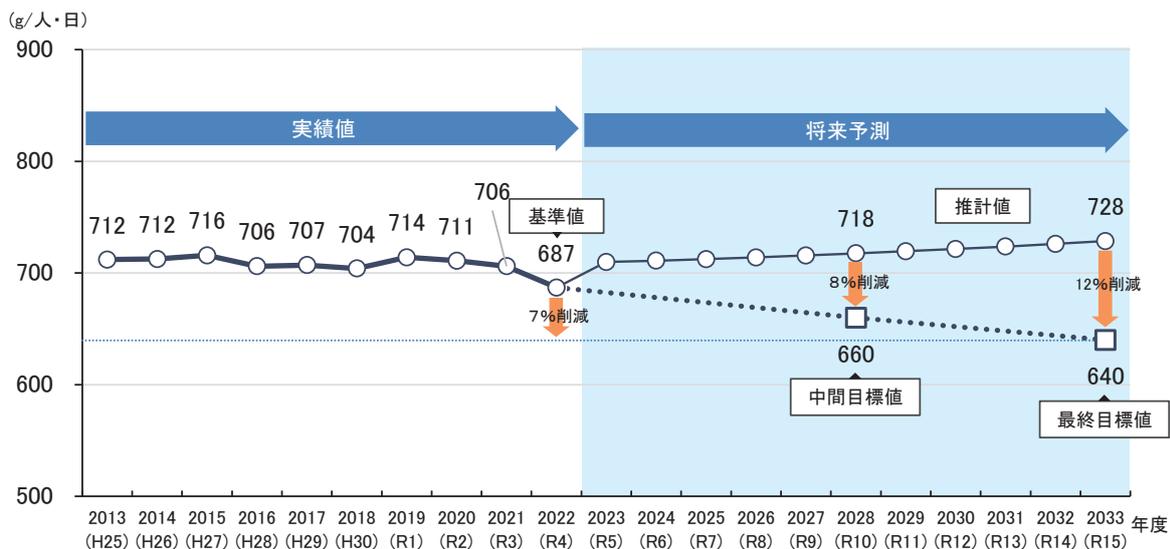


図 2-45 1人1日当たりごみ排出量

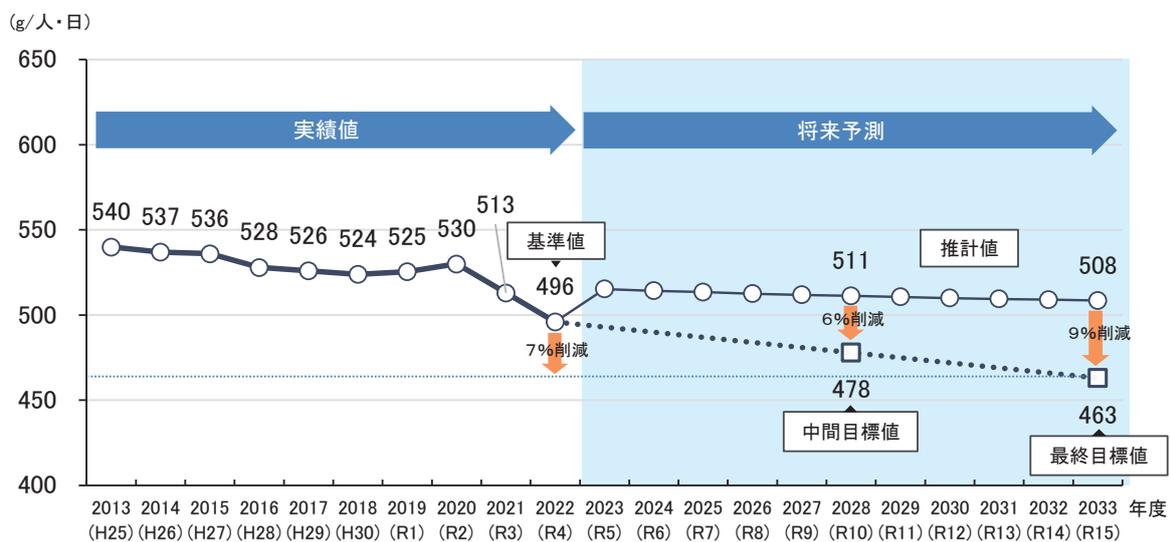


図 2-46 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

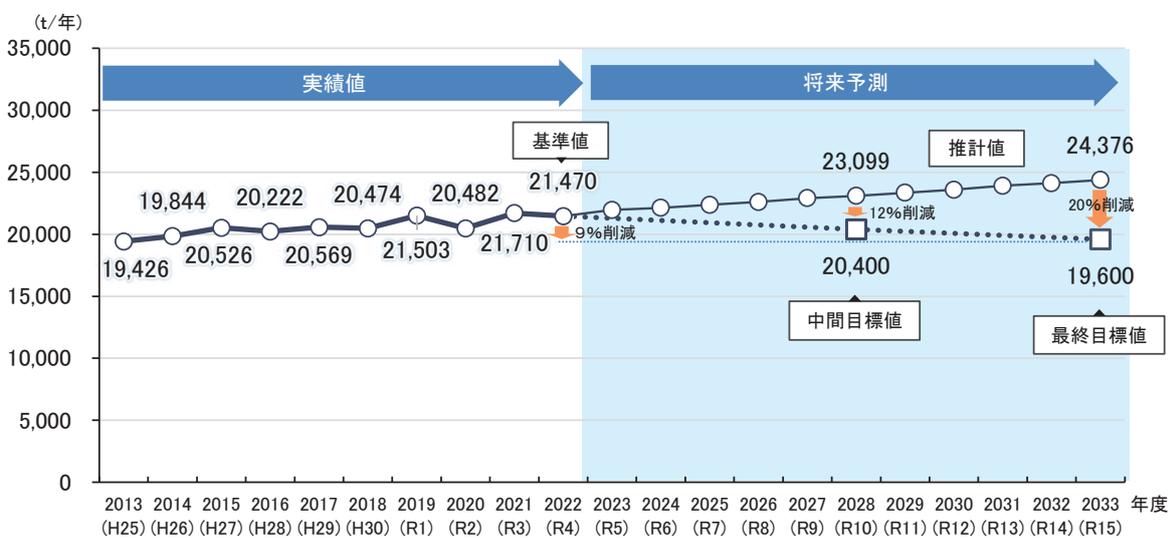


図 2-47 事業系ごみ排出量

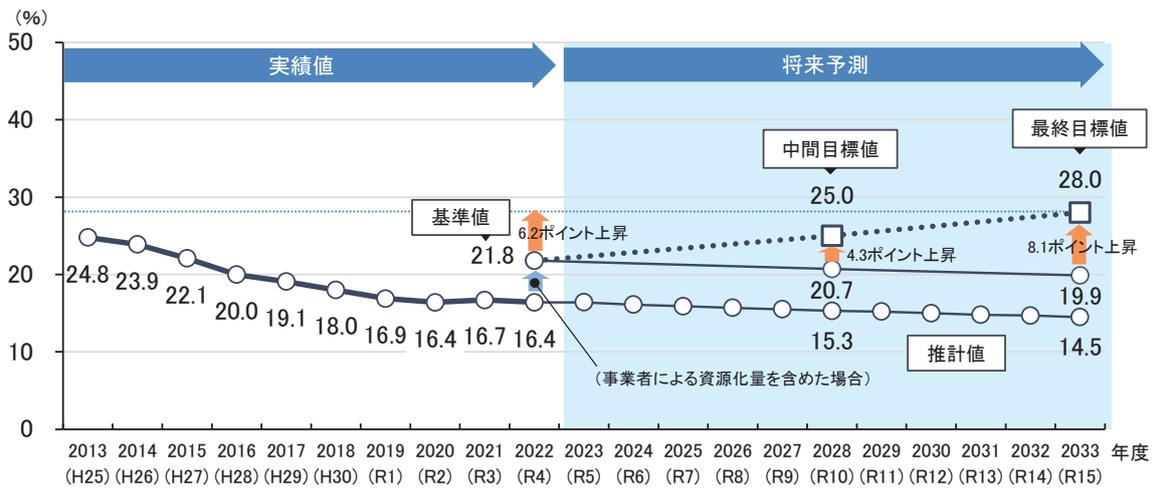


図 2-48 資源化率

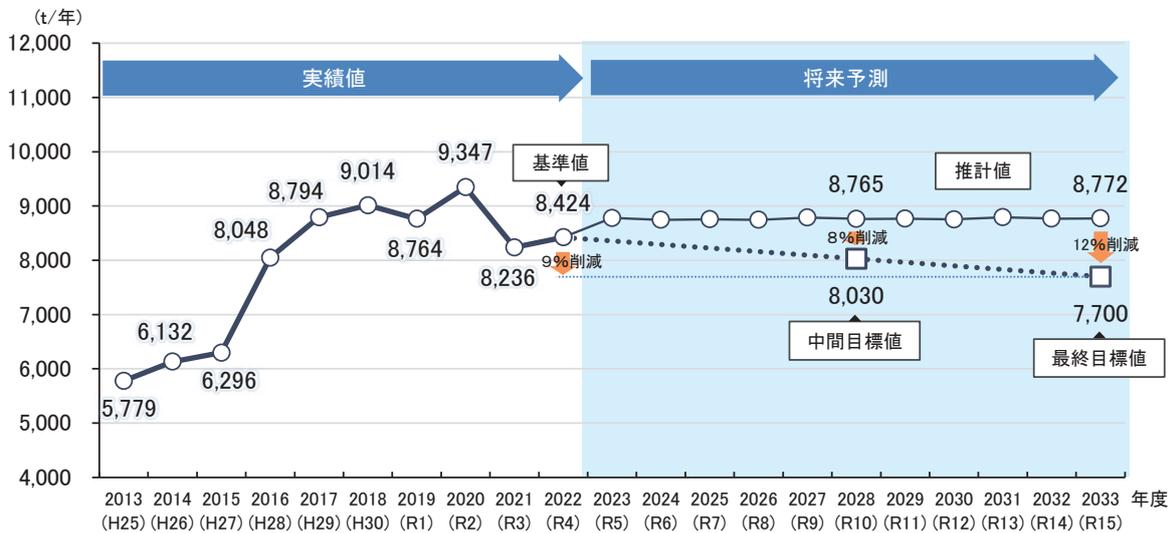


図 2-49 最終処分量

### 成果指標「1人当たりごみ処理費用」について

前計画（ごみ処理基本計画）では、「1人当たりごみ処理費用」を成果指標に設定していましたが、ごみ処理費用は、近年の人件費や燃料費の高騰など社会情勢の影響を強く受けるため、自助努力によるコスト削減の成果指標としては適当ではないと考え、計画目標から取り下げました。

なお、ごみ処理費用の実績値は、毎年作成する冊子「春日井市のごみの現状」等に今後も掲載し、ホームページ等で公表します。

# 第3章 実現に向けた施策

## 1 施策体系

施策の体系は下図のとおりです。2つの基本方針のもと6つの基本施策を推進します。

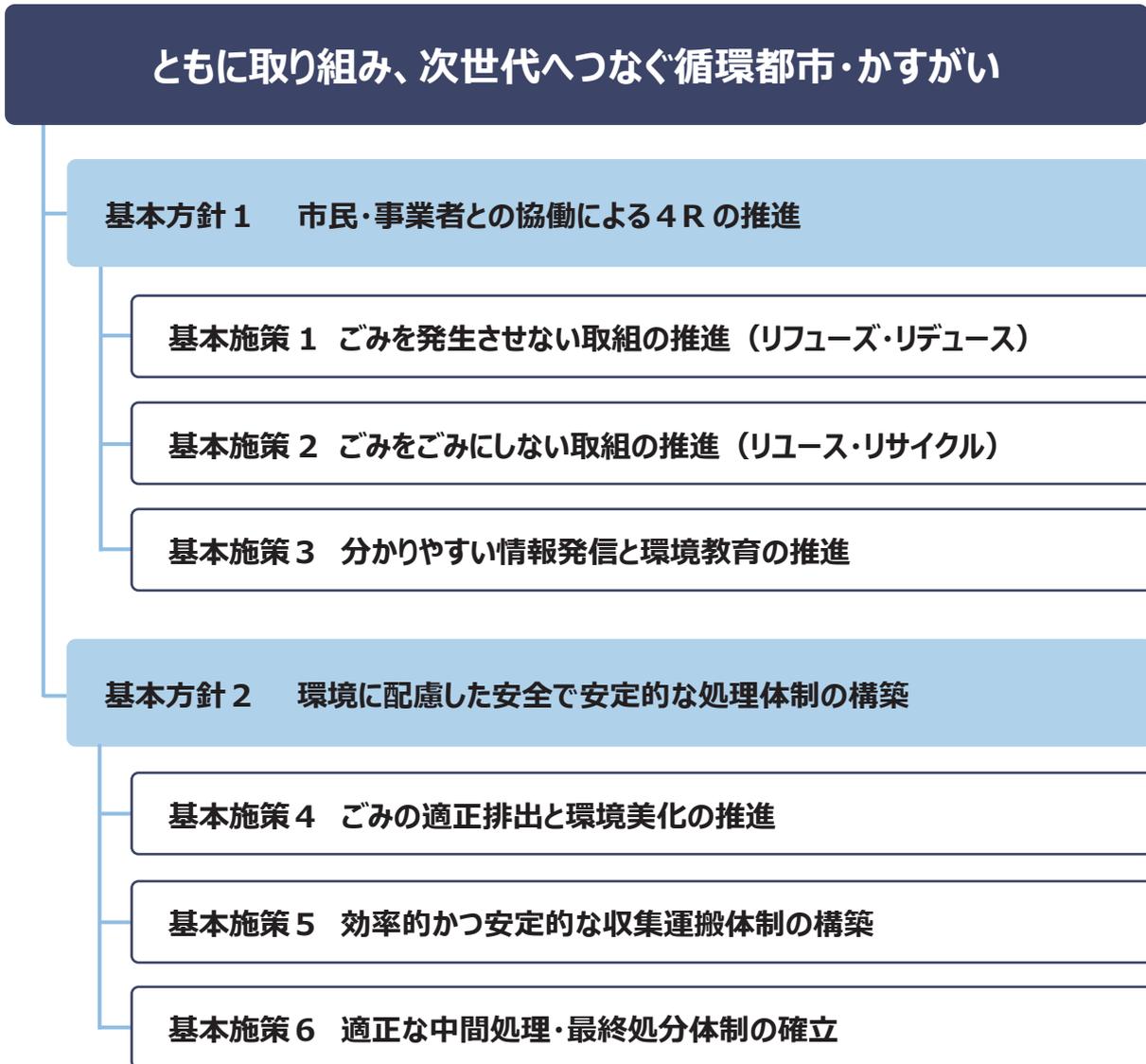


図 2-50 施策の体系図

## 2 具体的な施策

ごみ処理の将来像の実現に向けて、基本方針による長期的な方向性に基づき、計画期間内に次のとおり具体的な施策を実施します。なお、今後、重点的に推進する取組には「**重点**」と記載しています。また、各基本施策に関連するSDGsの目標を記載しています。

### 基本方針1 市民・事業者との協働による4Rの推進

#### 基本施策1 ごみを発生させない取組の推進（リフューズ・リデュース）

市民、事業者等と連携し、国際的にも課題となっているプラスチックごみや食品ロスの削減による資源の有効活用、環境負荷の低減等に積極的に取り組みます。また、事業系ごみの減量を推進するため、自己処理責任の原則に基づき、排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について指導を行います。



#### 施策1-1 プラスチックごみの削減

番号	取組	内容
1	<b>重点</b> 使い捨て(ワンウェイ)プラスチック <sup>※13</sup> の削減	使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの削減に向けてマイバッグやマイボトルの利用を推進するとともに、不必要なプラスチックをできるだけ使用しないライフスタイルを促進するため、関係機関や事業者等と連携して情報発信を行います。
2	指定袋のバイオマスプラスチック <sup>※14</sup> 化等の推進	環境負荷の少ないバイオマスプラスチック等を使用した指定袋の導入を推進します。
3	拡大生産者責任 <sup>※15</sup> 等の要望	製品の製造や販売においてプラスチック等のごみの発生・排出抑制が推進されるよう、国や製造事業者等に対してプラスチック等のごみ削減のための拡大生産者責任等について要望します。

※13 使い捨て（ワンウェイ）プラスチック…一度使用したら再資源化又は廃棄してしまうプラスチック類。例えば、テイクアウト用の飲料カップやストロー、シャンプー等のプラスチック製容器、商品を包んでいるビニール製の包装、レジ袋、ペットボトル等。

※14 バイオマスプラスチック…原料としてトウモロコシやサトウキビなど植物の有機資源を利用して作られたプラスチック素材。

※15 拡大生産者責任（EPR）…Extended Producer Responsibility。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

## 施策 1-2 生ごみ・食品ロスの削減

番号	取組	内容
4	<b>重点</b> 3きり(水切り、食べきり、使いきり)の啓発	3きり(水切り、食べきり、使いきり)など家庭で実践できる生ごみ削減の取組を啓発します。
5	<b>重点</b> 食品ロス削減月間等における啓発	食品ロス削減月間(10月)等に食品ロス削減に関する情報をイベントや講座、広報誌、SNS等の様々な手段により発信します。
6	家庭用生ごみ処理機購入費補助制度の拡充	家庭用生ごみ処理機やコンポスト等の利用を促進するため、購入費補助制度の対象要件の見直しなど制度を拡充します。
7	生ごみ減量講座	生ごみを堆肥化するぼかし作り講座や食品ロスを削減するエコクッキング <sup>※16</sup> 講座等を開催します。
8	学校給食の食べ残し削減	小中学校と連携し、食育を通じて学校給食の食べ残しを削減する啓発活動を行い、学齢期からの意識醸成を図ります。
9	外出時の食べ残し削減	「3010運動 <sup>※17</sup> 」の普及など宴会や外出時における食べ残しの削減を啓発します。
10	フードドライブ <sup>※18</sup> の推進	福祉団体や事業者等と連携し、フードドライブ等による未利用食品の有効活用を推進します。
11	「あいち食品ロスパートナーシップ制度 <sup>※19</sup> 」の周知	市内の事業者や団体等による食品ロス削減の取組を促進するため、「あいち食品ロスパートナーシップ制度」について周知します。

## 施策 1-3 事業系ごみの減量

番号	取組	内容
12	<b>重点</b> 排出事業者への啓発・指導	事業系ごみの減量や資源化を促進するための手引きの作成等のほか、多量排出事業者に対する減量計画の作成指示や訪問指導、啓発を行います。
13	クリーンセンター搬入物検査	クリーンセンターへの産業廃棄物や資源等の混入を防止するため、事業系ごみの搬入物検査(ごみ検査)を実施し、分別方法等の指導を行います。

※16 エコクッキング…エコロジー(環境)とクッキング(料理方法)をつなげた造語で、環境に配慮した料理方法のこと。

※17 3010運動…宴会時に乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らすキャンペーン。

※18 フードドライブ…家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

※19 あいち食品ロスパートナーシップ制度…食品ロス削減に取り組む企業・団体等を「あいち食品ロス削減パートナー」として登録することにより、企業・団体等における食品ロス削減の取組を促進するとともに、その取組を広く周知することで、県民の食品ロス削減に向けた意識の啓発・高揚を図ることを目的とする愛知県制度。

番号	取組	内容
14	ごみ減量等を推進する事業所の認定	ごみ減量や資源の有効利用に積極的に取り組む事業所を認定し、その取組をホームページ等で紹介します。
15	公共施設のごみ減量	グリーン購入 <sup>※20</sup> や分別啓発、ペーパーレス化 <sup>※21</sup> の推進等により、公共施設から発生するごみの減量を図ります。

#### 施策 1-4 ごみ処理手数料の適正化

番号	取組	内容
16	<b>重点</b> ごみ処理手数料の改定	ごみの減量や資源化の推進、受益者負担の適正化の観点から、ごみ処理手数料の改定を検討します。特に事業系ごみについては、不適正搬入防止のための周辺自治体との価格差の是正や、資源化が促進される仕組みづくりを検討します。
17	粗大ごみの見直し	収集運搬の安全確保と処理手数料の適正化を図るため、粗大ごみとして収集する大きさや処理手数料の見直しを行います。
18	特定廃棄物の見直し	クリーンセンターへの直接搬入における受付等の効率化と適正処理を推進するため、民間処理業者による処理状況等を考慮した上で、特定廃棄物の受付品目や処理手数料の見直しを行います。
19	家庭系ごみ有料化の調査研究	本市では家庭系ごみの減量が一定程度進んでいるため現時点で家庭系ごみの有料化（指定ごみ袋の有料化）を導入する予定はありませんが、有料化はごみ減量に有効な手段の一つとされていることから、引き続き導入自治体の状況等を調査研究します。

※20 グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

※21 ペーパーレス化…紙媒体を電子化してデータとして活用、保存すること。

## 基本施策 2 ごみをごみにしない取組の推進（リユース・リサイクル）

エコメッセ春日井における再利用品販売や事業者によるリユース事業の活用等により、不要なものをごみとして廃棄せず、リユース（再利用）することを促進します。また、リサイクル（再資源化）を推進するため、資源として分別収集する品目の拡大や、再生事業者の積極的な活用による事業系ごみの資源化の促進等を行います。



### 施策 2-1 リユースの推進

番号	取組	内容
20	エコメッセ春日井におけるリユースの推進	エコメッセ春日井において子ども服や食器類の提供、家具、自転車の再利用品販売等を行います。
21	フリマアプリ <sup>※22</sup> 等提供事業者との連携	フリマアプリ等の提供事業者と連携し、事業者のプラットフォーム <sup>※23</sup> を活用した粗大ごみ等のリユースを促進します。

### 施策 2-2 リサイクルの推進

番号	取組	内容
22	<b>重点</b> プラスチック製品の資源化	燃やせるごみや燃やせないごみとして分別しているプラスチック製品について、プラスチック製容器包装とともにプラスチック資源として分別収集し、資源化します。
23	<b>重点</b> 事業系ごみの資源化	事業系ごみ処理手数料の改定やクリーンセンターへの資源化物（古紙、食品廃棄物、剪定枝等）の搬入を抑制する啓発・指導等により、市内外の再生事業者の積極的な活用を促し、資源化を推進します。
24	ペットボトル水平リサイクル <sup>※24</sup>	ペットボトルの資源循環を促進するため、使用済みペットボトルから新たなペットボトルを作る水平リサイクル（ボトル to ボトル）を推進します。
25	資源回収団体奨励金	市民による自主的な資源回収（集団回収）は、リサイクルの推進だけでなく地域コミュニティ等の活性化にもつながるため、資源回収団体に対して回収量に応じて奨励金を交付し、集団回収を促進します。

※22 フリマアプリ…フリーマーケットアプリケーションの略。インターネット上でフリーマーケットのように主に個人間で商品等の売買ができるアプリケーション。

※23 プラットフォーム…システムやサービスを動かすための基盤となる環境のこと。

※24 ペットボトル水平リサイクル…使用済みペットボトルを原料に新たなペットボトルを作るため、新たな化石由来原料を必要とせず環境負荷が小さいリサイクル方法のこと。

番号	取組	内容
26	雑がみの分別促進	雑がみの分別排出を周知啓発するとともに、排出しやすい方法を検討します。
27	資源の拠点回収	適正な資源化と排出環境の充実を図るため、公共施設等においてスプレー缶や小型家電、蛍光灯、廃食用油、乾電池等の拠点回収を推進します。また、事業者と連携し、詰替えパック等の拠点回収を検討します。
28	事業者による自主回収の促進	事業者によるプラスチック製品等の店頭回収など自主回収を促進します。
29	焼却灰の資源化	最終処分場の延命化と資源化を推進するため、焼却灰の一部をセメント原料としてリサイクルします。
30	資源化品目の拡大	社会状況や経済性を考慮した上で、剪定枝や生ごみ、紙おむつなど資源化に適する品目を調査し、分別区分の見直しを検討します。
31	資源の持ち去り防止対策	ごみステーションからの資源の持ち去り行為を防止するため、警察と連携し、監視パトロールや注意喚起、指導等の対策を強化します。

## 基本施策3 分かりやすい情報発信と環境教育の推進

循環型社会の実現に向けて、市民や事業者の一層の理解と協力を得るため、様々な媒体や機会を活用した積極的な情報発信と、次代を担う子どもなどへの環境教育を推進します。



### 施策 3-1 情報発信の充実

番号	取組	内容
32	<b>重点</b> 発火性危険物の分別排出の啓発	充電式電池を内蔵した家電製品等の発火性危険物に起因するごみ収集車やクリーンセンターにおける火災事故を防止するため、発火性危険物用指定袋を使用した分別排出の徹底を周知啓発します。
33	環境カレンダー等による周知啓発	環境カレンダーや資源・ごみの出し方便利帳等によりごみの分別方法や排出マナー等を周知啓発します。
34	ごみ分別アプリ、SNS等による情報発信	ごみ分別アプリやSNS、ホームページ、JR駅デジタルサイネージ等を活用し、情報発信の充実を図ります。
35	イベント等における情報発信	春日井まつりや消費生活展等のイベント、商業施設等において、ごみの減量や資源化に関する情報発信を行います。
36	エコメッセ春日井による情報発信の強化	環境啓発施設であるエコメッセ春日井の展示内容を見直すとともに、講座やイベントの充実を図ります。
37	転入者への啓発	転入者に対して環境カレンダーや資源・ごみの出し方便利帳等を配付し、ごみの分別方法等を啓発します。
38	外国人や若年層への啓発の強化	外国人住民に対して外国語に対応した環境カレンダー等によりごみ出しルールを周知するほか、外国人向け日本語教室等と連携したごみの分別講座やごみ分別アプリの利用勧奨を行います。また、市内の大学等と連携し、若年層への啓発活動を行います。
39	表彰制度の活用	環境活動に取り組む個人や団体等を表彰する制度を周知し、活用することで、取組の重要性を発信します。
40	災害時等の情報発信	「春日井市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時のごみ処理について平常時から啓発するとともに、発災後には時期に応じて迅速で的確な情報発信を行います。

### 施策 3-2 環境教育の推進

番号	取組	内容
41	青空教室	小学4年生や保育園等の年長児に対して、ごみの減量やリサイクルについて学ぶ環境教育を実施します。
42	子ども向け体験型講座	子ども環境アカデミーなど、年齢や関心に合わせた子ども向けの体験型講座やイベントを開催し、環境意識の醸成を図ります。
43	出前講座	地域の団体や事業者に対して、ごみの減量やリサイクルに関する出前講座を実施します。
44	クリーンセンター施設見学	小学校や団体等によるクリーンセンターの施設見学を受け入れるほか、個人でも参加できる見学会のイベントを開催します。

## 基本方針2 環境に配慮した安全で安定的な処理体制の構築

### 基本施策4 ごみの適正排出と環境美化の推進

ごみの散乱や不適正排出が問題となっているごみステーションの適正管理を推進するため、関係機関等と連携し、効果的な維持管理の方法等を検討します。また、不法投棄やごみの散乱のない快適なまちを目指し、市民、事業者、市の協働による環境美化の取組を推進します。

#### 関連するSDGsの目標



#### 施策4-1 ごみステーションの適正管理

番号	取組	内容
45	<b>重点</b> ごみステーションの設置・維持管理のあり方の検討	本市では戸別収集の導入は見送り、ごみステーション収集方式を継続することとしていますが、一部の地域ではごみステーションの設置や維持管理が住民の負担となっていることから、区・町内会・自治会等を所管する関係部署と連携し、ごみステーションの設置や維持管理のあり方を検討します。
46	<b>重点</b> ごみ散乱防止対策への支援	ごみステーションにおけるごみの散乱を防止するため、ごみボックス等ごみステーション整備用品の設置費補助拡充の検討や収集作業員等による清掃活動を実施するとともに、監視カメラの試行などごみステーションの清潔保持のための効果的な手法を検討します。
47	<b>重点</b> ごみ出しルール・マナーの啓発	ごみ出しルールやマナーの遵守を図るため、ごみステーションにおける排出指導を実施するとともに、適正排出を注意喚起する看板の貸与や周辺住民へのチラシの配布、ルール違反ごみへの違反シールの貼付等による啓発を行います。

#### 施策4-2 事業系ごみの適正排出

番号	取組	内容
48	クリーンセンター搬入物検査 (13再掲)	クリーンセンターへの産業廃棄物や資源物等の混入を防止するため、事業系ごみの搬入物検査(ごみ検査)を実施し、分別方法等の指導を行います。
49	排出事業者への指導	搬入物検査(ごみ検査)の結果等を踏まえ、排出事業者に対して適正な分別排出を徹底するよう訪問指導を実施します。

### 施策 4-3 地域環境美化

番号	取組	内容
50	不法投棄防止対策	市民、事業者、警察、近隣市等と連携し、不法投棄監視パトロールや監視カメラ、看板設置等の対策を実施するとともに、緊密な情報交換を図り、不法投棄の未然防止に取り組めます。
51	ポイ捨て・ふん害防止対策	ポイ捨てによるごみの散乱やペットのふん害の防止に対する市民の意識向上を図るため、地域の団体や事業者と連携し、公園や駅周辺等における街頭啓発や清掃活動を実施します。
52	かすがいクリーン大作戦	快適できれいなまちづくりを推進するため、市民や事業者の参加による地域の清掃活動を行います。
53	地域環境美化活動への支援	区・町内会・自治会等の団体が実施する地域の清掃活動に対し、ごみ袋の提供やごみの回収等の支援を行います。
54	環境美化指導員 <sup>※25</sup> による美化活動	環境美化指導員を配置し、ポイ捨てやふん害が多発する場所等において巡視や清掃、啓発活動を行います。
55	空き缶等散乱防止協定	事業者と空き缶等散乱防止協定を締結し、事業者による空き缶等のごみのポイ捨て防止の啓発や清掃活動を促進します。

※25 環境美化指導員…「春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、地域における空き缶等の散乱やふん害防止のための指導、啓発等を行う職員。

## 基本施策5 効率的かつ安定的な収集運搬体制の構築

ごみの排出量や多様化する市民ニーズ、災害リスク等に対応した収集運搬体制を構築するとともに、収集運搬作業の効率化や環境負荷の低減を図ります。また、ごみの資源化と適正処理を推進するため、分別収集品目の見直しを行います。



### 施策 5-1 収集運搬体制の充実

番号	取組	内容
56	<b>重点</b> 高齢者等排出困難者への支援	家庭ごみ等をごみステーションへ持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある人に対して、玄関先で戸別収集する「さわやか収集」について、福祉関係部署と連携し、総合的な高齢化対策として支援の拡充を検討します。
57	<b>重点</b> 安定的な収集運搬体制の確保	直営収集作業員の減少と高齢化に対応するとともに、クリーンセンター施設再整備に伴う一時的な市外搬出や、災害、感染症の流行等の非常時のリスク管理も含めて、安定的な収集運搬体制の確保を図ります。
58	粗大ごみ運び出しサービス	自宅内等から粗大ごみを運び出せない人への運び出しサービスの導入を検討します。
59	収集運搬におけるデジタル技術の活用	収集運搬作業の効率化や市民サービスの向上を図るため、GPS <sup>※26</sup> を活用したごみ収集車運行管理システムや電子申請システム等の導入を検討します。
60	次世代自動車 <sup>※27</sup> の導入	ごみ収集車両に起因する環境負荷を低減するため、ハイブリッド収集車等の次世代自動車の導入を検討します。

### 施策 5-2 分別収集品目の見直し

番号	取組	内容
61	<b>重点</b> プラスチック製品の資源化 (22再掲)	燃やせるごみや燃やせないごみとして分別しているプラスチック製品について、プラスチック製容器包装とともにプラスチック資源として分別収集し、資源化します。

※26 GPS…全地球測位システム (Global Positioning System) の略で、人工衛星 (GPS衛星) から発せられた電波を地上で受信し、現在位置を特定するもの。

※27 次世代自動車…大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車 (FCV)、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHV)、ハイブリッド車 (HV)、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車等。

番号	取組	内容
62	資源化品目の拡大(30再掲)	社会状況や経済性を考慮しながら剪定枝や生ごみ、紙おむつなど新たな資源化に適する品目の調査と、排出方法や分別区分の見直しの検討を行います。
63	粗大ごみの見直し(17再掲)	収集運搬の安全確保と処理手数料の適正化を図るため、粗大ごみとして収集する大きさや処理手数料の見直しを行います。
64	特定廃棄物の見直し(18再掲)	クリーンセンターへの直接搬入における受付等の効率化と適正処理を推進するため、民間処理業者による処理状況等を考慮した上で、特定廃棄物の受付品目や処理手数料の見直しを行います。
65	水銀製品の適正回収	環境中に水銀が飛散・流出しないよう、蛍光灯等の水銀含有製品の適正な分別収集や処理を行うため、公共施設における拠点回収への移行を推進します。

## 基本施策6 適正な中間処理・最終処分体制の確立

将来に渡りごみの安定的かつ効率的な処理を推進するため、クリーンセンターの施設再整備を計画的に推進するとともに、最終処分場の適正な維持管理と延命化を推進します。また、災害時においても適正な収集処理体制を確保できるよう、職員の対応能力や広域連携等の強化を図ります。



### 施策 6-1 中間処理施設の整備と適正な維持管理

番号	取組	内容
66	<b>重点</b> クリーンセンター施設再整備 (1工場化)	クリーンセンター第2工場の焼却設備など主要機器の大規模整備(基幹的設備改良工事)を実施し、2027(令和9)年度から第1工場を停止して第2工場の1工場体制に移行して稼働します。
67	<b>重点</b> 粗大・不燃ごみ処理設備と 資源化処理設備の再整備	クリーンセンターの粗大・不燃ごみ処理設備と資源化中間処理設備の老朽化に対応するため、次期クリーンセンターのあり方や経済性等を踏まえた長期的な視点に立ち、設備の再整備や資源化中間処理の外注化を検討します。
68	<b>重点</b> クリーンセンター火災防止対策	発火性危険物の分別収集や選別等の中間処理、クリーンセンターの防火設備の更新、職員への教育・訓練等による安全管理体制の強化を行うとともに、防火対策の先進技術等を調査研究し、対策の強化を図ります。
69	クリーンセンター直接搬入に おけるデジタル技術の活用	クリーンセンター直接搬入における混雑緩和と利便性向上を図るため、デジタル技術の活用による予約制等の導入を検討します。

### 施策 6-2 安定的な最終処分場

番号	取組	内容
70	最終処分場の適正な維持管理	最終処分場の適正な維持管理を行い、周辺環境の保全と適正処分を推進します。また、ごみの減量や資源化により埋立量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。
71	焼却灰の資源化(29再掲)	最終処分場の延命化と資源化を推進するため、焼却灰の一部をセメント原料としてリサイクルします。

### 施策 6-3 災害等に強い処理体制の整備

番号	取組	内容
72	<b>重点</b> 災害廃棄物の適正処理と対応力の強化	春日井市災害廃棄物処理計画に基づき、災害ごみの適正処理を行います。また、職員への啓発や教育、訓練等を実施し、災害時における対応能力の強化を図ります。
73	広域連携等による処理体制の確保	大規模災害時や施設の故障・更新等による運転停止時のごみ処理について、災害時における相互応援に関する協定等に基づき、他自治体や民間事業者等に支援を要請するなど収集処理体制の確保を図ります。